

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和2年12月

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

厚生労働省労働基準局賃金課

1. 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）の規定に基づき使用者に提出を求めている届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、当該届出等に際し使用者及び労働者の押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めないこととする。

※ 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

6. デジタルガバメント分野

（3）新たな取組

<行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し>

各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

2. 改正の概要

- 労基法の委任に基づく労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）、事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）及び建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号）並びに最賃法の委任に基づく最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）において、法令上押印等を求めないこととするとともに、労働基準監督署長等への届出等の際に押印等を求めている省令様式について押印欄を削除する。
- 押印等を求めている省令様式のうち、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の記載のあるものについては、労働組合の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数で組織されている旨を、過半数代表者の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数を代表している旨及び当該過半数代表者が労働基準法施行規則第6条の2第1項各号のいずれにも該当する者である旨のチェックボックスを設けることとするほか、所要の改正を行う。
- 労基法及びこれに基づく命令、最低賃金法施行規則並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）の規定に基づき、使用者等が労働基準監督署長等に届出等を行うに当たって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、電子署名等を不要とする。

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 労基法第32条の2第2項（労基法第32条の3第4項、第32条の4第4項及び第32条の5第3項において準用する場合を含む。）、第36条第1項（労基法第139条第2項、第140条第2項、第141条第4項及び第142条において読み替えて適用する場合を含む。）、第38条の2第3項（第38条の3第2項において準用する場合を含む。）、第38条の4第1項及び第4項、第41条の2第1項及び第2項、第88条並びに第104条の2第1項
- 最賃法第7条
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）第2条第1項第4号

4. 施行期日等

- 公布日：令和2年12月22日
- 施行期日：令和3年4月1日